

る。多様なサービス提供主体が参入すると、利用者確保のために、施設はサービスの改善を競うことになる<sup>25</sup>。保育においても契約制度導入<sup>26</sup>ということになれば、当然、利用者補助制度、広義のバウチャー方式に切り替わることになる。

バウチャー方式の歴史は古く 1870 年代にフランス議会で導入が検討された歴史もある。利用者補助方式であるバウチャー方式は、その政策目的により様々なバリエーションがあり、「純粹バウチャー、典型的バウチャー方式」というものは存在しない。

ここで注意しておくべきことは、①バウチャー方式においては、政府の財政負担額そのものは、必ずしも引き下がらない、②多額の自己負担がない限り、価格競争が生まれる必然性はなく、供給が増えないと価格が上昇する可能性もある、と帰結を伴う。バウチャー方式にすると費用を抑制できる、サービス供給が拡大するといったことが期待されているが、必ずしもそのような成果がもたらされるわけではない。サービス利用時の自己負担割合が大きければ、価格競争が生まれるだろうし、参入規制緩和が行われれば、サービス供給も増えるが、バウチャー導入単体ではそこまで政策効果はない。逆に、バウチャー方式になると政府の公的サービス責任が低下する、サービスの利用が利用者の経済状況によって左右されるなどの欠点が主張されるが、これもバウチャー方式に必ず伴うものでもない。これらはいずれも、議論しているバウチャー方式がどのような設計になっているのかを明示せず、あるいはバウチャー方式に多様な形態があるということを理解しないで議論しているためである。この点については、「あり方研究会報告書」も十分認識しており、「保育の利用補助券を子育て家庭に配布する、いわゆるバウチャー制度については様々な定義があり、何を持ってバウチャーと呼ぶかは議論があるが、諸外国で導入されたような自由価格制の下で追加的な差額負担が家計に生じる仕組みを我が国に導入することは、ア) 市町村の公的関与が後退するのではないか、イ) 低所得者などの利用が事実上排除・制約されるのではないか」といった懸念などがあり、今日の我が国の現状からすれば慎重に考え

---

<sup>25</sup>利用者人数にしたがって、サービス提供機関の収入が変動する仕組みになっている医療保険・医療扶助、介護保険、障害者支援費制度、雇用保険における教育訓練給付もいずれも一種のバウチャー方式とよぶことができる。

<sup>26</sup>「あり方に関する研究会報告書」では「保育の利用申込みやその受諾が利用世帯と保育所との間で直接行われる仕組みとなれば、利用世帯と保育所の双方で、保育に関する当事者意識がより高まり、子どもの状況に応じた保育の在り方が検討されるようになることが期待される。具体的には、利用者側からみれば、より主体的に保育所の運営方針や保育内容を確認しつつ保育所を選択することができるようになり、一方、保育所としても、広く地域に情報提供するインセンティブが生まれるとともに、利用者のニーズに合ったサービスの提供が期待される。」さらに、「平成9年には、市町村の措置に基づく入所の仕組みを見直し、保護者が希望する保育所を選択して、市町村に利用申込みを行うという改正が行われている。しかし、最近の保育を取り巻く環境の変化や周辺分野における改革動向を踏まえると、新たな次世代育成支援システムの一環として、市町村が自らあるいは委託という形態で行う現行の仕組みを見直し、子の育ちに関する市町村の責任・役割をきちんと確保しつつ、保護者と保育所が直接向き合うような関係を基本とする仕組みを検討することが考えられる。」と契約制度導入を示唆している。

るべきである。」と、バウチャーの種類を限定して、問題点を指摘している。

## (2) 多様なバウチャー方式

バウチャー方式を有名にしたのが、ミルトン・フリードマンの教育バウチャー案である。そこでは、公立学校集中する公費による機関補助をやめて、私立学校にも費用補助すべきであるという発想に基づき、自由な教育市場で親がバウチャーを使って学校を選択すべきだと主張した。フリードマン型バウチャーの特徴は、1) 所得に関係なく定額給付、2) 自由価格で、高価な教育サービスを購入できるように自己負担分の上乗せ払いができること、3) 学校側が希望者を選択できるようにする、を特徴にしている。以来、バウチャー方式=競争市場における利用者補助制度として誤解されている。しかし、先に述べたように、フリードマン型バウチャーは一つの変種にすぎない。これに対して、ジェンクス (Jencks) は、1) サービス価格固定、2) 追加自己負担なし、3) 供給者側による選別禁止などの、制限を付けたバウチャーを提案している。Blaug (1987) は、バウチャーを構成するさまざまな要素を整理し、制限なしバウチャーから制限の強いバウチャーまで識別したバウチャーツリー (Voucher tree) 図 1 を考案している。フリードマン型バウチャーはほかのバウチャーと区別するため、「制限のないバウチャー」と呼ばれている<sup>27</sup>。

表 2 バウチャーの性格付け

	制限なしバウチャー	制限ありバウチャー
①給付水準 (value)	定額	定率
②追加支出 (Supplmentable)	認める	認めない
③価格設定 (fees)	自由 (Cost fees)	制限あり (Uniform fees)
④所得との関係 (Income Related)	なし	あり

(注：別の地域の施設を選択した場合の移動コストを含めるかいないかという制約もある。)

著者作成

教育分野 (初等中等教育) では、アメリカ、カナダの一部、イギリス、オランダ、スウェーデン、ニュージーランド、ポーランドなどでバウチャーが導入されている<sup>28</sup>。保育分野では、保育市場が発展しているアメリカでは低所得世帯を対象にバウチャーが給付されている<sup>29</sup>。英国では、1996 年に保守党政権下で就学前教育・保育バウチャー制度の導入が

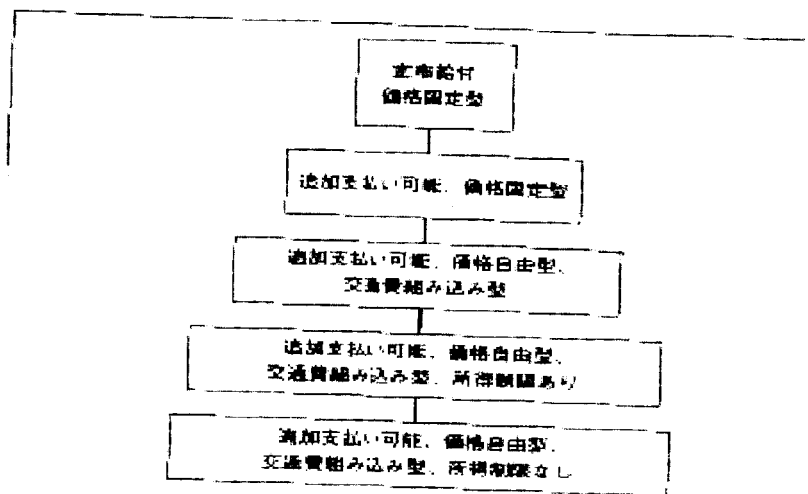
<sup>27</sup> サービスの必要度と給付額をリンクしたバウチャーも設計可能である。

<sup>28</sup> 内閣府政策統括官 (2001) が詳細な国際比較を行っている。

<sup>29</sup> 市場メカニズムで保育サービスが提供されているアメリカでは、保育の経済分析に関する蓄積が多い。特に保育サービスについて包括的に分析している Blau (2001) は、保育の質と費用の間には正の相関関係を確認している。そこでは、児童発達学などの手法で測定される保育サービスの質ポイントを 1 点引き上げためには、保育コストが 5.6% 上昇することが

行われた。この英国のバウチャー制度は、サービス供給の増加につながらなかったため、施設不足が発生し、また一部名門学校付属のプレスクールに希望者集中という問題を引き起こし、労働党政権によっては廃止された。スウェーデンでは、民間市場が福祉供給を一部代替し、一部補完するだけでなく、コスト意識の乏しい福祉部門自体に市場的機能を導入して効率的マネジメントする動きが進み、マルメ市などで、民間供給を含む保育サービスなどにバウチャー制度を導入している。また、フィンランドでも、1997年から民間保育手当制度として導入されたことがある<sup>30</sup>。

日本においても、教育再生会議などで、学校選択とセットで教育バウチャー制度が議論され、規制改革会議などでも保育バウチャーの議論がある<sup>31</sup>。



図表4 The Voucher tree  
Blaug, Mark (1987) 参照

図2 バウチャーツリー

出典：Blaug (1987)

#### (4) 保育における利用者補助システム

保育サービスにおける契約システム、利用者補助システム（広義のバウチャー方式）の具体的な設計はどのように考えるべきであろうか。利用者補助制度の目的は、1) 各保育所は、それぞれの特徴的な保育サービスを用意し、保育サービスに創意工夫を行うインセンティブを持たせること、2) かりに考えが合わなかった場合でも親は保育所を変更できる選択肢を持っているという意味で、対等の立場で保育の質の向上に取り組むことができるよ

確認されている。

<sup>30</sup>フィンランドの保育バウチャー導入の効果に関する論文としては Viitanen (2007) が実証的な研究を行っている。

<sup>31</sup>赤林(2007)

うな仕組みを構築することである。専門職である保育士が、子どもの成長にとって必要と判断するサービス内容、「ニーズ」と利用者が望む「需要」を接続する役割を果たす。ただし、保育サービス助成の目標が子どもの健全な発展が目標であるため、利用者補助制度は、親の満足度や親に都合のよい生活を支援するためのものではない。誤った消費者主権のもとで、親に転々と都合のよい保育所を探す手段として利用者補助システムが使われないように、一定の公的介入の仕組みも導入する必要がある。

## 5.新しいサービス保育システムの向けての検討課題

以上、述べてきたように新しい保育サービスシステムを準市場メカニズムに基づいて機能させるためには、以下の項目について検討する必要がある。

### (1) 保育サービス利用の範囲

現在、保育所を利用するためには、「保育に欠ける」という要件を満たしている必要がある。この具体的な要件は、各自治体が政令で定める基準にしたがって条例で定めている<sup>32</sup>。さらに待機児童がいる場合の選考基準については、各自治体がポイント制を導入し、優先順位をつけて選考している<sup>33</sup>。新しい次世代育成支援のもとで、保育所サービスの目的、内容が変わり、その財源構成も変化するので、「保育に欠ける」要件を大幅に見直し、なるべく普遍的に両立支援や子どもの発達上の必要性の点から評価する基準を導入すべきである。

### (2) 供給主体

保育サービスの供給主体については、保育サービスの質を確保できれば、民間企業でも参入を認めるべきであろう。また、措置制度からの脱却のために、保育サービス本体部分については、施設補助は行わず、施設は利用者数に応じて公的主体から支払われるに金額、すなわち保育サービス報酬と利用者負担で保育サービスに必要な費用をまかなう仕組みにすべきである<sup>34</sup>。

### (3) 補助・利用者負担のあり方

利用者の保育料負担は、保育料基準額は、保育単価を上限に、所得階層別に設定されている。1997年の児童福祉法改正により、保育料基準額は、従来の17区分から7区分に変更され、児童福祉法56条も改正前の費用徴収の規定は、「その扶養義務者から、その負担能力に応じて」という規定から「家計に与える影響を考慮して」と変わり、応能負担では

<sup>32</sup> 昼間労働を常態にしている、妊娠中・出産直後、疾病・負傷・精神・身体の障害、同居の親族の常時介護、災害などである。

<sup>33</sup> 選考基準は、就労状況、就労時間、就労場所、出産前後にあるか、身体の状況、家族の状況などについてポイントをつけている。地域間で保育に欠ける要件が具体的にどの程度差異があるのか、選考時のポイントにおいてどのような違いがあるのかは明らかではない。

<sup>34</sup> 社会福祉法人などが、公益性の高い事業を行い、利用者補助がそぐわない場合は、その部分に限定した施設補助をすればよい。

なく、応益性の性格が強まった<sup>35</sup>。この点について新しいシステムではどのように考えるか。まず、保育にかかる費用をすべて利用者から徴収するかどうかである。ジャッジ<sup>36</sup>は、社会福祉サービスの価格設定において、1) 配分効率補助金と外部性補助金の2つの補助金を提案したり、前者については、保育サービスの費用構造を測定してから判断しなければならぬが、後者については、政府が保育サービスを価値財と判断するか、あるいは保育サービスの外部性を評価すれば、価格補助は正当化でき、また新しい財源構成とも整合性がある。保育サービス費用から公的な費用補助の除いた、受益者負担分の費用負担については、2つの考え方があり、応益負担を中心に考え、受益者負担分を利用者人数で割って、一人当たりの費用負担を計算する。その上で、低所得者に限定し、公費を財源にした負担軽減措置を行う方法である。もう一案としては、応能負担として、給付に必要な費用を家計間で再分配する仕組みである。応能負担の場合、所得の単位をどのように考えるか、個人単位で考えるのか、世帯単位で考えるのかが課題になる。世帯単位で考えると、妻の就労所得に対する保育料の限界負担が大きくなり、就労意欲を減退させる可能性もある。保育料負担による所得再分配は避けて、基本的には応益・定額負担とし、低所得世帯については、児童手当の増額か、あるいは公費による保育料負担の減免措置を行うべきであろう。一方、各供給主体が利用者に請求する価格については、公的にコントロールすべきであろう。少なくとも、利用者負担について、質の低下が伴うおそれのある引き下げ競争を認めるべきではない。基本部分については公定価格にしつつ、付加・上乘サービスについては、自由価格を認めるべきと考える。

#### (5) 情報提供・第三者評価について

医療、教育、対人社会サービスに準市場メカニズムを導入する際は、国はサービスの質の向上を支援するとともに、サービスに対する検査、認定を行い情報の非対称性を取り払う必要がある。すでに、保育所の情報開示、第三者評価については、社会福祉法第78条で定められており、第三者評価の狙いは、「個々の事業者が事業運営における具体的な問題点を把握し、サービスの質の向上に結びつけること」と「利用者が福祉サービスの内容を十分に把握できるようにする」ということになっており、評価対象はソフト面が中心となっている。2002年「児童福祉施設における福祉サービスの第三者評価事業の指針について」、2005年の「保育所版の福祉サービス第三者評価基準ガイドラインにおける各評価項目の判断基準に関するガイドライン及び福祉サービス内容評価基準ガイドライン等について」をうけて、第三者評価のガイドラインは、福祉サービス共通の55評価項目と保育の特性に着目

<sup>35</sup>「あり方に関する研究会報告書」では、「利用者負担については、地方公共団体の上乗せ軽減措置もあって、認可外保育施設や幼稚園の利用者負担との比較、在宅育児家庭とのバランスといった観点から低いとの指摘もあり、待機児童解消に向けた効率的な資源配分の観点から、必要に応じ見直しを行うことを検討すべきである。あわせて、現行の保育所利用の見直しに際しては、負担能力に応じ7段階にも細かく区分されている利用者負担区分の簡素化を図るべきである」と指摘している。

<sup>36</sup>ジャッジの価格づけ理論については、坂田(2003) p171

した 34 評価項目<sup>37</sup>で構成されている。実際に評価する機関は、社団法人保育士養成協議会が評価機関を立ち上げ、評価された保育所許可を得て、財団法人子ども未来財団 i・子育てネットに掲載することになっている。また各都道府県が今後評価体制を整備することになっている。

こうした保育所に関する情報公開、第三者評価は準市場メカニズムが機能するかどうかの鍵になる。先に述べたように、利用者にとって、専門的な保育のサービスの質やアウトカムの測定・評価は困難であろう。また「親の満足度調査」だけをアウトプットの代理指標に使うと、保育所に誤ったインセンティブを与えることになる。

大宮(2006)は、現在の第三者評価を、「欧米での保育の質に関する評価システムが、保育の質に関する研究の一定の集積をふまえて構築されているのに対して、わが国ではその蓄積がほとんどない中で、あまりにも拙速な取り組みではないか。しかも、はじめから、保育条件に関する評価項目は質の要素から除外されている点は重大な問題である」と指摘し、保育プロセス、保育条件を評価項目に加えるべきと指摘している。これは説得力のある指摘である。たしかに、施設の設備、保育士数などの外形的なものについては、施設最低基準（行政監察）でチェックしているが、今後、多様な民間組織の参入を認める際には、保育サービスのプロセスに着目した評価を行うべきであろう<sup>38</sup>。労働集約的な保育サービスでは、保育士の資格、経験、熟練、スキルが保育の質を左右する重要な要素であろう<sup>39</sup>。こうした保育士の能力、人員配置が、子どもの発達段階にどのような影響を与えるか、発達心理学などの手法を使って実証的検証し、効果が確認された項目については、その項目をインプット評価<sup>40</sup>にいったインセンティブ設計が必要になる<sup>41</sup>。介護サービス市場で起きた質の低下を繰り返さない工夫が必要である。

#### (6) 保育サービス報酬の設定

国が施設に支払う保育サービスに対する報酬の設定は慎重に行うべきである。障害児を回避し、コスト・手のかからない児童だけを受け入れるようなクリーム・スキミング、チェリー・ピッキングが発生しないような仕組み<sup>42</sup>や (5) で述べたようにプロセス、保育士

<sup>37</sup> 評価項目は、子どもの発達援助項目、保護者の育児支援など子育て支援項目、安全・事故防止から構成されている。

<sup>38</sup> 大宮(2006) p 76 は、アメリカにおいても保育の質の測定としては、プロセス評価が行われており、具体的な測定尺度としては、保育条件（グループ人数・比率・経験・専門的訓練等）、保育者の労働環境の指標（賃金・転職率・運営参加度・ストレス）が採用されているとしている。

<sup>39</sup> ハード面の整備も当然のことである。また、保育施設の規模性に関する報酬体系の調整は必要になる。

<sup>40</sup> 具体的には、経験の長い保育士や正規保育士を雇用するほど、あるいは保育士の転職率が低いほど、政府が施設に支払う保育報酬を高くするなどである。

<sup>41</sup> アメリカの研究蓄積については、大宮(2006)p205 参照

<sup>42</sup> 「あり方に関する研究会報告書」では、その方法としては、障害児や母子家庭などへの適切な配慮を前提としつつ、保育所利用の必要性や優先度の判断に関する新たな仕組み（要保育認定）なども提案している。

配置を通じて質の確保を行うように、インセンティブを持たせる報酬体系を導入すべきである。

#### (6) 直接契約に対する公的介入の余地

保育サービスの特徴としては、消費者である子どもと選択者・購入者である親が分離している点である。子どもの代理人である親は、当然、子どもの真の福祉のために選択を行うことが期待されるが、親の都合による、過度な長時間保育など誤った消費者主権モデルが発生しないように、施設と利用者の契約に公的な介入の余地を残す必要がある。

これらは、表3のようにまとめることができるであろう。

表3 現行方式と新しいシステムの比較

	現行制度	準市場メカニズムに基づく新しいシステム(契約、利用者補助方式)
財源	公費	公費・消費税・拠出金
目的	児童福祉	両立支援・良好な育成環境を普遍的に保障する
利用者の範囲	保育に欠ける	幅広く児童に養護・教育・親支援を保障
供給主体	公立・社会福祉法人中心	多様な事業者の参入を促進する
利用者負担	応益負担(低所得者世帯に対する負担減額)	応益負担(低所得者世帯に対する負担減額)
保育価格	固定	固定・上乘せサービスあり
第三者評価	あり	あり
施設最低基準	あり	あり
報酬体系	運営費・施設費補助	利用者数と保育士配置に応じた加算した保育サービス報酬
公的介入	措置	あり(過剰な消費者主権や親の誤った選択への対応)

出典：著者作成

### III まとめと今後の課題

以上、Iでは、準市場メカニズム導入によって明らかになった課題、IIでは保育サービスに準市場メカニズムを導入する際に検討すべき項目を整理した。もちろん、保育サービスの充実だけでは、就労と子育てが両立可能になるわけではない。現在のような長時間労働をそのままにしていけば、保育サービスの負荷が高まるのは明らかである。

本稿では、いくつか検討課題を残している。一つは、保育所と幼稚園の役割分担である。地域によっては、両者の役割が補完関係ではなく、代替関係になっている場合もある。このため、保育所利用に対する支援と整合性のある幼稚園に対する利用者支援も考える必要があり、3歳以降の幼保一元化も視野に入れる必要がある<sup>43</sup>。さらに三世代同居家族が多く、保育サービスが必ずしも普遍的に必要ではない地域もあることを考慮する必要がある。また、これと関係するが、保育サービスのための地域負担をどのように考えるかも本稿では検討していない。

本稿では、保育コストに最も影響を与える保育士の労働条件、賃金についても検討していない。民間保育所、社会福祉法人経営の保育所と公立保育所の保育コストの違いは、保育士の年齢構成と賃金構造が年功給であるかによって発生しているとされている。賃金構造が年功給であれば、ベテランの保育士が多くなれば、費用は嵩むことになる。そこで明らかにしなければならないのは、年功給体系が専門職にふさわしい賃金体系であるかどうかである。一般的には、専門職の生産性、賃金は、資格や技能によって左右され、必ずし

<sup>43</sup> 就学前教育に対する無償化の動きについても考慮する必要がある。

も年齢効果は強くない。もちろん、経験年数によって技能は向上する可能性が高いが、かならずしも公務員のような年功給である必要はない。一方で、長期にわたり、専門職としての意欲を維持するための賃金体系の工夫は必要となる。福祉専門職の賃金構造をどのように設定するかという点も、今後の実証研究の蓄積を待ちたい<sup>44</sup>。

最後に、1. の準市場メカニズムの展開で述べたように、Knave や Queen も対人社会サービス、保育サービスの参加者になる。準市場メカニズムを機能させるためには、評価とインセンティブが重要になり、そのためには介護、保育などの関連分野の研究蓄積、連携が不可欠である。こうした研究蓄積と情報の経済学、新しい産業組織論やのツールが結びつけば、医療の経済学同様にこの分野は実り多いものになるであろう<sup>45</sup>。

#### 参考文献

##### 欧文文献

- Barr, Nicholas (2004). *The Economics of the Welfare State*. Oxford University Press.
- Blau, David M. (2001). *The Child Care Problem: An Economic Analysis*. Russell Sage Foundation.
- Blaug, Mark (1984). "Education Vouchers: It All Depends on What You Mean." In Julian Le Grand and Ray Robinson, eds., *Privatization and Welfare State*. Allen and Unwin
- Proppera, Carol, Wilson, Deborah and Soderlund, Neil (1998). "The effects of regulation and competition in the NHS Internal market: the case of general practice fund holder prices". *Journal of Health Economics*, 17, 645~673.
- Eugene Steuerle (2000). *Vouchers and the Provision of Public Services*. Brookings Institution Press
- Daniels, Ronald (2005). *Rethinking the Welfare State: Government by Voucher*. Routledge.
- Le Grand, Julian (1991). "Quasi-Markets and Social Policy". *The Economic Journal*, Vol. 101, No. 408 (Sep., 1991), pp. 1256-1267
- Le Grand, Julian (2003). *Motivation, agency, and public policy: of knights and knaves, pawns and queens*. Oxford University Press.
- Le Grand, Julian (2005). "Should citizens of a welfare state be transformed into "queens"? A response to Risse". *Economics and philosophy*, 21 (2), pp. 305-308.
- McMaster, Robert (2002). "The analysis of welfare state reform: why the "Quasi-Markets" narrative is descriptively inadequate and misleading". *Journal of Economic Issues*, 36(3).
- Risse, Mathias (2005). "Should Citizens of a Welfare State be Transformed into 'Queens'? Critical Notice of Julian LeGrand, Motivation, Agency, and Public Policy: Of Knights and Knaves, Pawns and Queens". *Economics and Philosophy* 21 (2), pp 279-289.

<sup>44</sup> モデル賃金として、公務員福祉職の俸給体系があるが、これもその賃金体系は実証的な分析に根拠があるものではない。

<sup>45</sup> 例えば、赤木博文・稲垣秀夫・鎌田繁則・森徹(2008)はこうした試みの一つと評価することができる。



Sheila B. Kamerman, Michelle Neuman, Jane Waldfogel and Jeanne Brooks-Gunn(2003). *Social Policies, Family Types and Child Outcomes in Selected OECD Countries*.  
 Schweinhart, L.J., H.V. Barnes, and D.P. Weikart.(1993). *Significant Benefits: The High/Scope Perry Preschool Study through Age 27. (Monographs of the High/Scope Educational Research Foundation, 10)*. Ypsilanti, MI: High/Scope Press.  
 Viitanen, Tarja (2007). Childcare voucher and labour market behaviour: Experimental evidence from Finland, <http://ideas.repec.org/p/shf/wpaper/2007011.html>  
 Oberhuemer, Pamela and Ulich, Michaela(1997). *Working with Young Children in Europe: Working with Young Children in Europe*. Paul Chapman Pub.  
 (パメラ・オーバー・ヒューマ、ミハエラ・ウーリッチ(2004)『ヨーロッパの保育と保育者養成』大阪公立大学共同出版会 (泉千勢監修・OMEF 日本委員会翻訳) )

#### 日本語文献

赤木博文・稲垣秀夫・鎌田繁則・森徹(2008)「介護サービス市場における情報の非対称性とサービスの質—介護サービス供給政策の比較静学分析とその実験経済学的検証—」『医療経済研究』vol.19 No.3  
 赤林英夫(2007)「学校選択と教育ヴァウチャー 政策と研究」市村英彦・伊藤秀史・小川一夫・二神孝一『現代経済学の潮流 2007』東洋経済.  
 大宮勇雄(2006)『保育の質を高める』ひとなる書房.  
 荻島國夫・小山秀夫・山崎泰彦(1992)『年金・医療・福祉政策』社会保険新報社.  
 駒村康平(1995)「英国における社会サービスへの市場メカニズム導入政策の研究体系—Quasi-Markets 研究の紹介」海外社会保障情報 (95 年秋号).  
 ]坂田周一(2000)『社会福祉政策』有斐閣.  
 坂田周一(2003)『社会福祉における資源配分の研究』有斐閣.  
 佐橋克彦(2006)『福祉サービスの準市場化—保育・介護・支援費制度の比較から』ミネルヴァ書房.  
 下山昭夫(2001)『介護の社会化と福祉・介護マンパワー』学文社.  
 炭谷茂(2003)『社会福祉基礎構造改革の視座』ぎょうせい.  
 千葉正展(2006)『福祉経営論』ヘルス・システム研究所.  
 福田素生(2005)「保育サービスの供給システムとサービス供給の実態」岩村正彦・大村敦志編『個を支えるもの』東大出版会.  
 宮垣元(2003)『ヒューマンサービスと信頼 福祉 NPO の理論と実証』慶応義塾大学出版会.  
 三島亜紀子(2007)『社会福祉学の<科学>性 ソーシャルワーカーは専門職か?』勁草書房.